令和元年10月から 新制度移行幼稚園・認定こども園1号認定 幼児教育・保育の無償化がスタート

対象者・保育料

満3歳から5歳児までのお子さんの利用料が無償となります。

- ※無償化対象となるのは保育料(利用料)のみです。食材費や通園送迎費、行事費等は保護者負担となります。
- 1号認定の全てのお子さんが対象となりますので、改めて行う手続きはありません。

預かり保育

保育の必要性のある3歳児クラス(4月1日時点で3歳だったお子さん)から5歳児 クラスまでのお子さんの預かり保育の利用料が、利用日数に応じて、 日額450円(月額上限11,300円)まで無償になります。

- ※満3歳児のお子さんについては、住民税非課税世帯のみが対象です。
- ※無償化対象となるのは利用料のみです。食材費等は保護者負担となります。
- ※上限額を超えた場合は、利用施設に料金をお支払いください。

預かり保育の無償化対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける 必要があります。該当する場合は、利用施設に必要書類を提出してください。

※認定を受けていない場合、他の要件を満たしていても無償化の対象とはなりません。

【**保育の必要性について**】 認定を受けるためには、保護者(父母ともに)が以下のいずれかを満たす必要があります。

事由	証明書類	認定の有効期間
就労 (自営・農業含む)	就労証明書	最長就学前まで
出産前後	母子健康手帳(表紙及び分娩予定日がわかるページ)の写し、誓約書	産前産後各8週間
就学中・職業訓練中	在学証明書、職業訓練受講決定通知書	在学期間に応じて
病気・ケガ・障がい	診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の写し等	必要に応じた期間
介護・看護	同居親族等の介護保険被保険者証または診断書等	必要に応じた期間
求職中	誓約書兼求職活動報告書、求職活動中であることを証明するもの (ハローワークでの求人票など)	3か月

保育の必要性が認定されたお子さんには、「施設等利用給付認定通知書」が送付されます。

- ※有効期間は申請日以前に遡ることはできません。認定を希望する日の1週間前までに申請してください。
- ※申請書類一式は利用施設またはこども家庭課窓口で受け取るか、市HPからダウンロードできます。
- ※弘前市以外に住所のある方は、お住まいの市町村に手続きについて確認してください。

問い合わせ先:弘前市 健康こども部 こども家庭課

TEL: 0172-35-1131 (直通)